

平成 29 年 2 月 13 日

お客さま各位

焼津信用金庫

## キャッシュカード振込の一部利用制限について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

キャッシュカードによる振込が不慣れな高齢者のお客さまを ATM へ誘導し、電話で操作を指示して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害が急増しています。

当金庫では、高齢者のお客さまの被害を防止するため、緊急対応として、下記のとおり、キャッシュカード振込の利用制限をさせていただきます。

何卒、ご理解をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### ○緊急対応の内容

次のお客さまは ATM の振込限度額を「0 (ゼロ) 円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによる ATM での振込取引ができなくなります。

#### 1. 対象となるお客さま

過去 3 年以上、ATM からキャッシュカードによる振込取引をされていない口座をお持ちの 70 歳以上のお客さま

#### 2. 開始時期

平成 29 年 3 月 1 日 (水) より

#### 3. 上記のお客さまがキャッシュカードによる ATM での振込取引を希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し出ください。本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

なお、キャッシュカードによるお預入れやお引出しは従来どおりご利用いただけます。

以 上